

平成19年11月12日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

高松高等裁判所長官 江 見 弘 武

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当庁で終局した民事、行政の控訴、抗告及び上告事件並びに刑事の控訴及び抗告事件について、平成11年3月9日付け当職書簡に基づき、参考送付をしていますが、参考送付の基準を平成19年12月から下記のとおり変更します。

以上について、事柄の性質上書簡をもってお知らせします。 敬 具

記

第1 原審裁判官又は原審審判官（以下単に「原審裁判官」という。）に対する原審参考送付について

1. 原審参考送付する裁判書写し

(1) 民事、行政事件関係

ア 当庁で終局した判決及び決定のうち、原判決、原決定又は原審判を取消、破棄又は変更（実質的に原裁判維持の場合を除く。）したもの。ただし、裁判長が送付の必要がないと判断した場合は、この限りではない。

イ その他、裁判長が執務の参考として原審裁判官に送付するのを相当と判断した判決及び決定

(2) 刑事事件関係

ア 当庁で終局した判決のうち、原判決を破棄したもの。ただし、裁判長が送付の必要がないと判断した場合は、この限りではない。

イ その他、裁判長が執務の参考として原審裁判官に送付するのを相当と判

断した判決及び決定

2. 送付の方法

当庁事務局長から、1か月毎に取りまとめて、原審の地方裁判所長又は家庭裁判所長あてに送付する。

送付を受けた地方裁判所長又は家庭裁判所長は、原審裁判官に交付する（原審裁判官が異動した場合も、異動先に送付して交付する。）。

第2 管内地方裁判所又は管内家庭裁判所に対する参考送付について

1 参考送付する裁判書写し

(1) 民事、行政事件関係

第1の1の(1)のとおり、原審参考送付する裁判書写しのうち、裁判長が、執務の参考として管内の裁判所に送付するのを相当と判断したもの

(2) 刑事事件関係

第1の1の(2)のとおり、原審参考送付する裁判書写しのうち、原判決を法令違反の理由により破棄したもの（ただし、裁判長が送付の必要がないと判断した場合は、この限りではない。）並びに裁判長が、執務の参考として管内の裁判所に配布するのを相当と判断したもの

2 送付の方法

当庁事務局長から、1か月毎に取りまとめて、原審の地方裁判所長又は家庭裁判所長あてに送付する。

送付を受けた地方裁判所長又は家庭裁判所長は、必要と認める場合は、その写しを管内支部又は簡易裁判所に送付する。